

一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月9日

大津市長 佐藤 健司

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 大石中町污水处理施設解体撤去工事に係る施工監理業務
- (2) 委託場所 大津市大石中六丁目
- (3) 業務期間 契約締結日の翌開庁日から令和9年9月30日まで
- (4) 業務内容 大石中町污水处理施設解体撤去工事に係る施工監理業務 一式
- (5) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
- (6) 最低制限価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
- (7) 支払条件 前金払なし。部分払有り（支払回数については、1会計年度において1回を限度とする。）。
- (8) 仕様書等 大津市環境部環境施設課の窓口で閲覧に供するとともに、大津市ホームページの当該入札公告のページに掲載する。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日（以下「公告日」という。）から開札の日までにおいて、令和7年度大津市測量・設計等入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)	法令等による登録	次のいずれかの要件を満たす者であること。 ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。 イ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による「廃棄物部門」の登録を受けていること。
(2)	入札参加申請における希望業種	次の要件を満たす者であること。 ア 次のいずれかに該当する者であること。 (ア) 「建築士事務所」であること。 (イ) 大津市内に本店を有する者にあつては「建設コンサルタント」、大津市内に本店を有しない者にあつては「建設コンサルタント（廃棄物）」であること。 イ 令和7年度大津市測量及び建設コンサルタント等入札参加申請書に添付した測量・建設コンサルタント等経営状況等総括表において、建築

		士事務所又は建設コンサルタントに係る直近2か年間の年間平均実績高が50万円以上であること。
(3)	所在地区分	本店又は委任先が近畿府県（滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県）に存すること。
(4)	履行実績	過去15年間（平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間をいう。以下同じ。）に元請として、次のいずれかに該当する業務を受託して完了した実績を有する者であること。 ア 国又は地方公共団体が発注する鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積1,000平方メートル以上の建築物の解体工事に係る設計業務又は監理業務 イ 国又は地方公共団体が発注する廃棄物処理施設（焼却施設）の解体撤去に係る設計業務又は施工監理業務
(5)	配置予定技術者	ア 本業務において、次の要件を満たす管理技術者及び担当技術者を配置できること。ただし、管理技術者は、担当技術者を兼ねることができる。 (ア) 管理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な（公告日現在において3か月以上）雇用関係にある者であり、次のいずれかに該当する者であること。 a 一級建築士の資格を有する者であること。 b 次のいずれかに該当する者であること。 (a) 次のいずれかの技術部門に係る技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。 i 建設部門（選択科目を「建設環境」とするものに限る。） ii 衛生工学部門（選択科目を「廃棄物・循環資源」又は技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号。iiiにおいて「旧規則」という。）による「廃棄物管理」とするものに限る。） iii 総合技術監理部門（選択科目を「建設環境」若しくは「衛生工学一般及び廃棄物・資源循環」又は旧規則による「廃棄物管理」とするものに限る。） (b) シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の登録（登録部門を「廃棄物部門」とするものに限る。）を受けている者であること。 (イ) 担当技術者にあつては、直接的かつ恒常的な（公告日現在において3か月以上）雇用関係にある者であり、管理技術者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める者であること。ただし、次に掲げるいずれの要件にも該当する管理技術者であるときは、それぞ

		<p>れ次に定める者であることを要しない。</p> <p>a (ア) aに掲げる管理技術者 (ア) bに掲げる要件に該当する者</p> <p>b (ア) bに掲げる管理技術者 (ア) aに掲げる要件に該当する者</p> <p>イ 管理技術者及び担当技術者いずれもが、過去15年間に、国又は地方公共団体が発注する廃棄物処理施設(焼却施設)の解体撤去に係る設計業務又は施工監理業務に従事し、完了した実績を有していない場合にあつては、当該実績を有する直接的かつ恒常的な(公告日現在において3か月以上)雇用関係にある者を配置すること。</p>
(6)	その他	<p>ア 施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。</p> <p>イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。</p> <p>ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。</p> <p>エ 大津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。</p> <p>オ 建築士法第26条第1項又は第2項の規定による一級建築士事務所の登録の取消しを受けていないこと。</p> <p>カ 建設コンサルタント登録規程第12条第1項の規定による登録の停止を受けていないこと。</p> <p>キ 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、(イ)aにあつては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。</p> <p>(ア) 資本関係</p> <p>a 親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合</p> <p>b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>c a又はbと同視しうる関係にあると認められる場合</p> <p>(イ) 人的関係</p> <p>a 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定</p>

		<p>する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>(a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>i 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ii 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>iii 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>iv 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>(b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>(c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>(d) 組合の理事</p> <p>(e) その他業務を執行する者であつて、(a)から(d)までに掲げる者に準ずるもの</p> <p>b 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合</p> <p>c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>d aからcまでと同視しうる関係にあると認められる場合</p> <p>ク 次の(ア)から(カ)までのいずれの場合にも該当しないこと。</p> <p>(ア) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であると認められるとき。</p> <p>(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(ウ) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>
--	--	---

		<p>(エ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。</p>
--	--	---

3 入札参加資格確認申請書の作成、受付期間、受付場所及び方法

- (1) 入札参加資格確認申請書は、入札説明書に示す様式及び留意事項等に基づき作成するものとする。
- (2) 受付期間 令和8年2月9日(月)から同月20日(金)まで(大津市の休日を定める条例(平成元年条例第67号)第1条に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 受付場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所環境部環境施設課
(電話077-528-2762)
- (4) 方法 持参により提出すること。

4 契約条項を閲覧する場所

大津市御陵町3番1号 大津市役所環境部環境施設課 (電話077-528-2762)

5 競争入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月17日(火) 午前10時
- (2) 場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所別館1階311会議室
(環境部環境施設課執務室横)

6 入札保証金に関する事項

規則第5条による。

7 入札無効の要件

規則第13条による。

8 その他必要な事項

入札説明書に記載のとおり